

「訴訟」「裁判」という言葉に慌てないで

アダルトサイトのワンクリック請求など悪質な架空請求に関する相談は後を絶ちません。しかし、最近では、さらに強迫的な内容の架空請求に関する相談が増加傾向にあります。

「調査」「訴訟」「裁判」などという言葉をかざして不安をあおった上、法律用語に不案内な相談者の弱みにつけこんだ悪質な相談事例も寄せられています。

事例 1

スマートフォンにサイト料金の未払いがあるとメールが届いた。慌てて業者に電話すると、3万円の債務があるので支払わなければ裁判すると怒鳴られとても怖くなった。どうしたらよいか。(37歳 女性)

事例 2

携帯に「サイト料未納。明日までに連絡がなければ探偵社が調査の上、職場に訪問する。」などと書かれたメールが届いた。身に覚えがないが連絡しなければならないか。(年齢不明 女性)

事例 3

調査会社を名乗る業者から突然電話があり、以前利用したコンテンツ料金が未納のため業者から身辺調査を依頼された。無料利用期間終了後、退会手続きを取らなかったために料金が発生し、数十万の未払いがあるという。有料サイトを利用した覚えはない。裁判所に申し立てると言われたがこのままにして大丈夫か。(50歳 男性)

事例 4

法律事務所から、携帯電話の有料サイトの利用料が未納と手紙が来た。有料サイトを利用した覚えがないが支払うべきか。(25歳 男性)

アドバイス

身に覚えがなくても「訴訟」「裁判」などの言葉を突きつけられると驚いて業者に電話してしまうという報告もあります。

しかし、安易に連絡するとその後も請求がエスカレートしていき、これ以上関わりたくないという思いから支払ってしまうということになりかねません。

裁判や訴訟を起こすには当事者（被請求者）の氏名や住所などが特定されていなければならない、単なるメールアドレスが分かっているだ

けでは何もできませんし、たとえ訴訟を起こしたとすれば、逆に自分たちの悪事が暴かれることとなります。

ただし、最近では督促状や少額訴訟などを悪用した架空請求の発生も報告されています。

もし裁判所から「特別送達」と記載された郵便物が届いた場合は、放置せず、速やかにお近くの相談窓口までご連絡ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

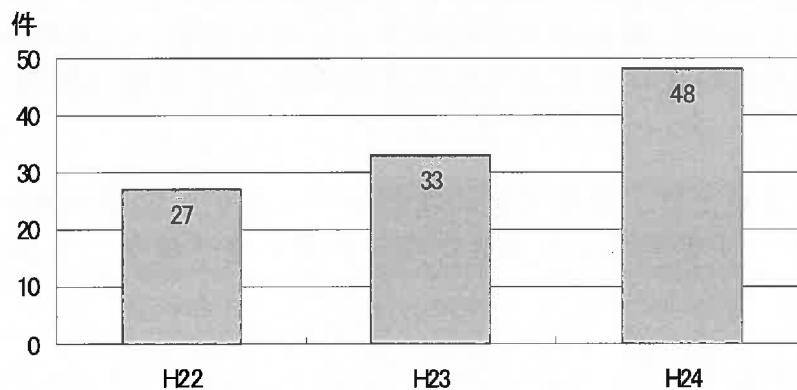
土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H25. 1. 29 岐阜新聞

サイトの利用料金の裁判・訴訟に関する相談件数
(H22年度~24年度)



※H24は平成24年12月末現在の登録件数